

京都市告示第247号

平成22年4月20日京都市告示第76号（平成21年12月21日京都市告示第370号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金の変更）の変更）について、一部を次のとおり変更します。

令和元年7月19日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都モデルフォレスト協会に対する寄附金	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館3階	当該法人の主たる目的である業務	平成21年11月2日以後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)